

1 道路占用制度

1-1：制度の概要

道路は、本来一般交通の用に供されるものである一方、道路を根幹として生活圏が形成され、公的または私的な諸活動が展開されるために、道路を本来的な用法以外に生活の場として利用する関係が生じる。これが、道路の特別使用つまり道路の占用である。

道路の特別使用は、一般交通の用に供するという道路本来の目的からすれば二次的・副次的なものであり、あくまでも道路の本来的機能を阻害しない範囲内で認められる。

1-2：占用物件

道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、道路の空間を独占的・継続的に使用することを「占用」といい、道路を占用しようとする者は、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。占用することができる物件等は、道路法第 32 条第 1 項に列挙されている。

1-3：許可基準

道路管理者は道路の占用が、次の 3 つの要件を満たしている場合に限り、その占用を許可することができる。（道路法第 33 条第 1 項）

- 道路の占用に係る物件が、法又は法施行令に掲げる占用物件に該当していること。
- 道路の占用が、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること。
- 占用の場所、構造等が、政令で定める基準に適合していること。

これらの基準は、許可できる最低の基準であり、その他にも、占用許可の判断にあたっては、次の 3 つの原則を十分に考慮する。

- 1 公共性の原則：特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではなく、公共性の高いものを優先させるべきである
- 2 計画性の原則：将来の道路計画や都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならない。
- 3 安全性の原則：道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保の面から、交通の安全を阻害する占用は現に排除すべきである

1-4：義務占用

電線、水管、ガス管などの国民生活のライフラインを支える公益性の高い物件は「義務占用物件」と呼ばれている。道路管理者は、これら物件の占用申請があった場、要件を満たせば許可しなければならない。（道路法第 36 条）

要件とは、上述した道路法第 33 条第 1 項及び 3 つの原則のほか、許可申請前に道路占用調整協議会を利用するなどしてあらかじめ道路管理者に工事計画書を提出したものに限り、義務占用物件であるからといって、当然に道路占用が認められるものではない。

2 占用者の義務

2-1：維持管理義務

道路占有者は、国土交通省令で定める基準（下記 2-2 参照）に従い、占有物件の維持管理をしなければならない。（道路法第 39 条の 8）

また、道路管理者は、許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。（道路法第 72 条の 2）

2-2：維持管理の基準

道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行う。（道路法施行規則第 4 条の 5 の 5）

なお、各物件の管理等について定めた法令において維持管理の基準が定められている場合、当該基準に従って維持管理が適切になされていれば、上記に従った維持管理がなされているものと認める。

2-3：措置命令

道路管理者は、道路占有者が占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（道路法第 39 条の 9）

道路占有者が措置命令に応じない場合には、道路管理者として監督処分による許可取消しを行うことができる。（道路法第 71 条第 1 項第 1 号）

3 技術基準

道路法第 33 条第 1 項（1-3 参照）の許可基準のほか、姫路土木事務所における技術基準を次の通り定める。

3-1 車両出入口

（1）乗入部の構造

- ① 乗入れ部では、横断勾配 1%以下を満足する有効幅員を 2m 以上確保する。ただし、透水性舗装を用いない場合、又はその他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5%～2.0%以下とすることができる。
- ② 乗入れ部では、テーパー付縁石を設置することを原則とする。
- ③ 乗入れ部前後の歩車道境界ブロック上には、視線誘導標または反射鋲を設置する。
- ④ 乗入れ幅は下表-1 のとおりとするが、沿道の土地利用形態等も勘案して決定する。

表-1：乗入幅

車種	R	乗入幅
乗用車等	1 m	4 m 以下
4 t 以下		6 m 以下
6.5 t 以下		8 m 以下
6.5 t 超 (車長 12m 以下)		10 m 以下
セミトレー等 (車長 12 m 超)		12 m 以下

本表により難しい場合は、車両軌跡等を勘案して決定する。

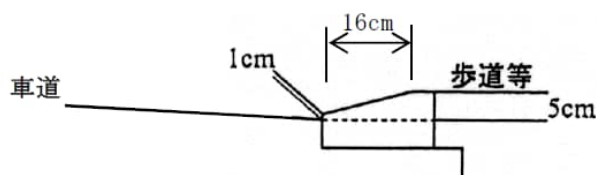


図-1：テーパー付縁石の構造

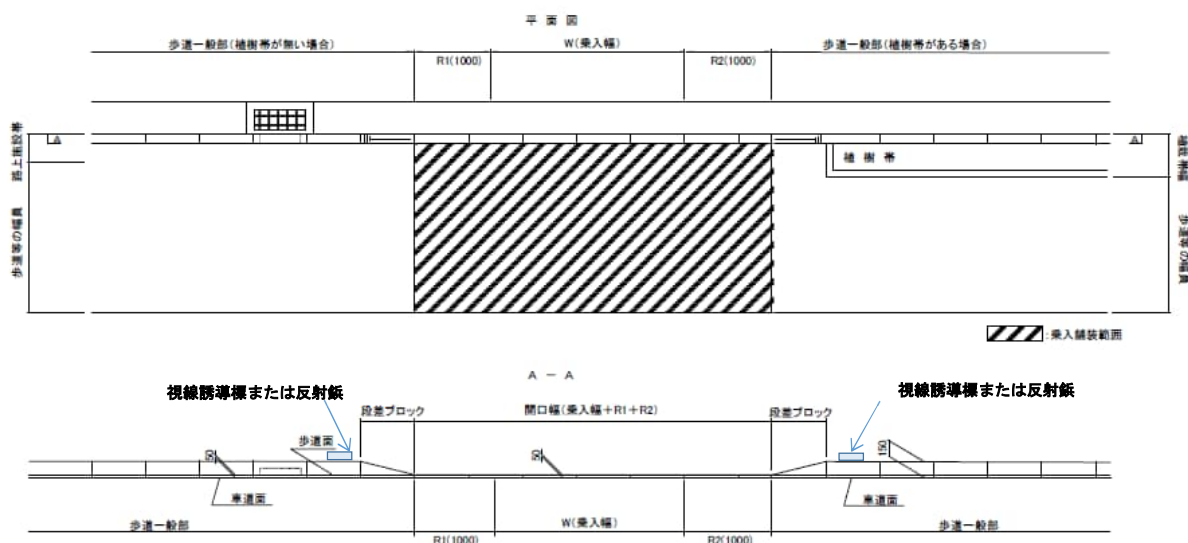


図-2：乗入れ構造（セミフラット形式）

※ フラット形式、セミフラット形式、マウントアップ形式については、前後区間の状況を踏まえて決定すること

(2) 乗入部の構造

- ① 乗入れ箇所は、原則として出入対象施設について1箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入りする場合は、2箇所まで承認することができる。
- ② 乗入れ箇所は、次に掲げる箇所以外であること。
 - a. 横断歩道の中及び前後5 m以内の部分。
 - b. トンネルの前後各50 m以内の部分。
 - c. バス停留所、路面電車の停留場の中、但し停留所を表示する標柱または表示板のみの場合は、その位置から各10 m以内の部分。
 - d. 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5 m以内の部分。
 - e. 交差点(総幅員7 m以上の道路の交差する交差点)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5 m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - f. バス停車帯の部分。
 - g. 橋の部分。
 - h. 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - i. 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し道路管理者及び占用者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。
- ③ 民地側に車庫、その他自動車を保管する場所があること。
- ④ 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2 mの間隔をとる。
- ⑤ 道路区域内に側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置すること。車両が通行する部分にグレーチングを設置する場合はボルト固定式とすること。
- ⑥ 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止を設置させる等の処置をとらせること。
- ⑦ 乗入口と乗入口の間隔は2 m以上とする。

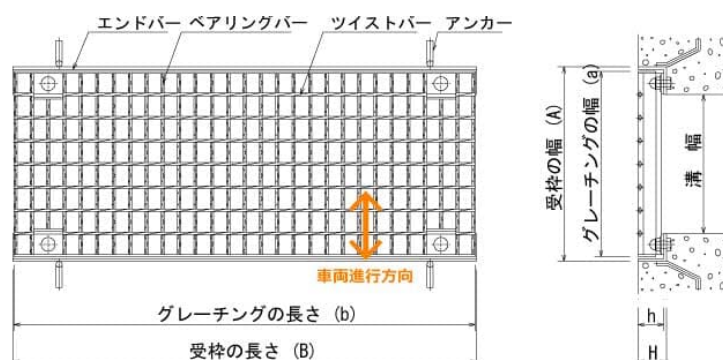


図-3：ボルト固定式グレーチング【参考】

(3) 舗装復旧範囲

- ① 縦断方向の復旧範囲は、乗入部前後の歩車道境界ブロックまでとする。
ただし、現地状況を踏まえて必要と認める場合は、復旧範囲を広げること。
- ② 横断方向の復旧範囲は、歩道部は全幅、車道部は 300mm 以上とする。
ただし、車道部の区画線に影響する場合は区画線端部（車道側）までとする。
- ③ 現場打ち街渠で、基礎砕石及び既存コンクリートが健全であると認められる場合は、車道部の舗装復旧を必要としない。
- ④ 舗装の断面構成は『舗装復旧様式』のとおりとする。

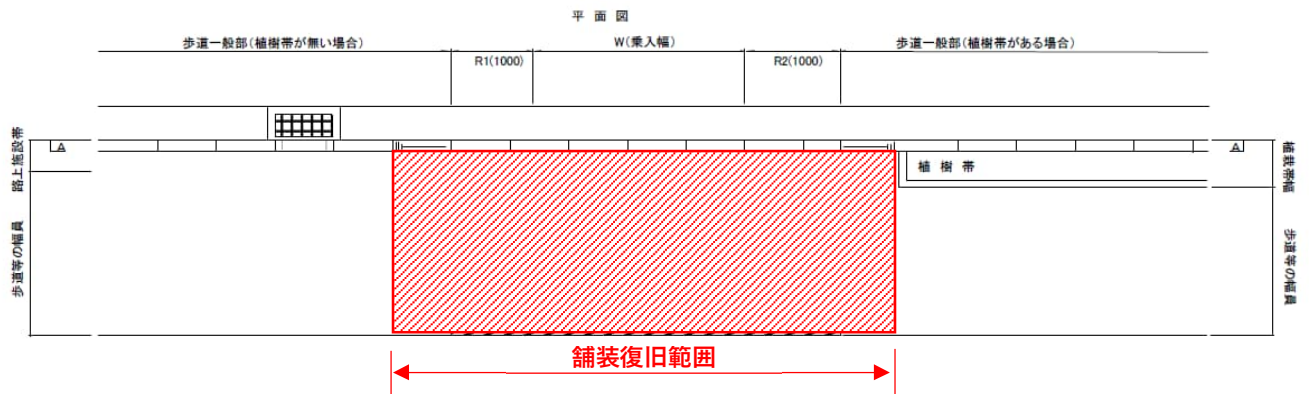


図-4：縦断方向の復旧範囲

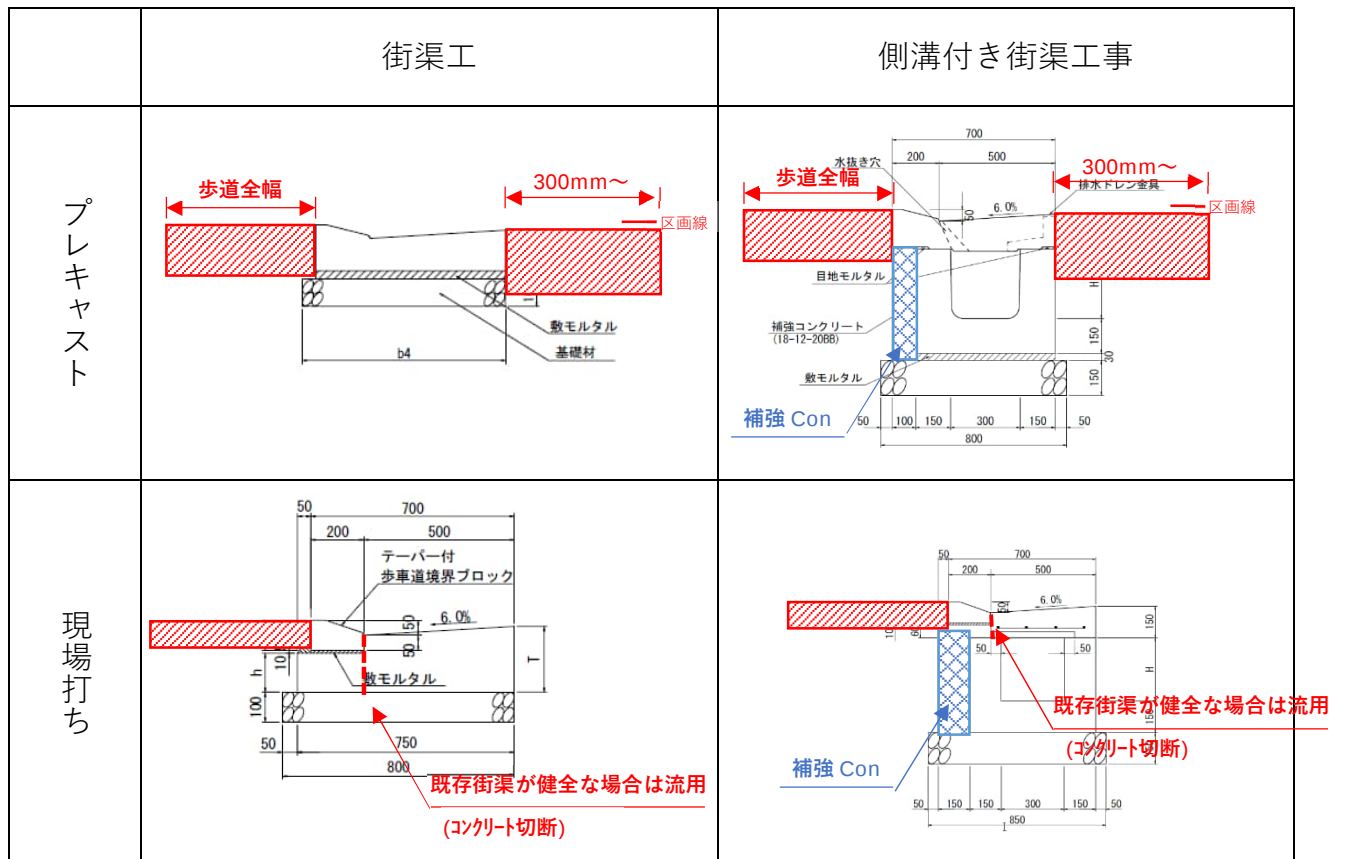


図-5：横断方向の復旧範囲

3-2 水道、下水道、ガス管等の地下埋設

(1) 技術的検討を行い支障ないとされた管種

- ① 技術的検討を行い支障ないとされた管種について、埋設深さは下表のとおりとする。
- ② 下表の管種以外のものであっても、同等以上の強度を有すると認められるものについては、下表を適用することができる。この場合、多層弾性理論解析及び FEM 解析による検討結果等を提出すること。

表-2：対象管種と埋設深さの距離

事業種別	管種	管径	地下埋設の深さ
電気事業	配管用炭素鋼鋼管 (JISG3452)	250mm 以下	① 電線を <u>車道の地下</u> に設ける場合 電線の頂部と路面との距離は、舗装の厚さ +0.3m 以下としないこと。 (0.6m に満たないときは 0.6m 以下としないこと) ② 電線を <u>歩道の地下</u> に設ける場合 電線の頂部と路面との距離は、0.6m 以下としないこと。
	強化プラスチック複合管 (JISA5350)		
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JISK6741)	300mm 以下	
	コンクリート多孔管 (曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	φ 125 × 9 条 以下	
電気通信事業	硬質塩化ビニル管 (JISK6741)	75mm 以下	管の頂部と路面との距離は、舗装の厚さ + 0.3m 以下としないこと。 (0.6m に満たないときは 0.6m 以下としないこと)
	配管用炭素鋼鋼管 (JISG3452)		
ガス事業	配管用炭素鋼鋼管 (JISG3452)	300mm 以下	なお、水道管及びガス管の本線以外の線を <u>歩道の地下</u> に設ける場合は、0.6m 以下としないこと。
	ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526)		
	ポリエチレン管 (JISK6774)	300mm 以下	
水道事業	水輸送用塗覆装鋼管 (JISG3443)	300mm 以下	
	ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526)		
	水道用硬質塩化ビニル管 (JISG6742)		
	水道排水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204kgf/cm ² 以上)	200mm 以下 外径/厚さ=11	
下水道事業	ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526)	300mm 以下	下水道管の頂部と路面との距離は、舗装の厚さ +0.3m 以下としないこと。 (1.0m に満たないときは 1.0m 以下としないこと) 下水道管の本線以外の線を車道の地下に設ける場合は、舗装の厚さ +0.3m 以下としないこと。 (0.6m に満たないときは 0.6m 以下としないこと) 下水道管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合は、0.6m 以下としないこと。 外圧 1 種ヒューム管を用いる場合には、下水道管と路面との距離は 1.0m 以下としないこと。
	ヒューム管 (JISG5303)		
	強化プラスチック複合管 (JISA5350)		
	硬質塩化ビニル管 (JISK6741)		
	陶管 (JISR1201)		

(2) その他の管種

- ① 表-2 に該当しない管種の埋設深さについては、下表-3 のとおりとする。

表一3：その他の管種の地下埋設深さ

管種等	地下埋設深さ	
	通常	特例
下水道の本線	3.0m 以下としないこと	1.0m 以下としないこと。
下水道の支線	1.2m 以下としないこと	0.6m 以下としないこと。
その他の本線 (水道、ガス管等)		
その他の支線 (水道、ガス管等)		
特例の場合 （１）路床が岩盤である場合。 （２）下水道管の縦断勾配が 3/1000 で計画できない場合。 （３）道路の幅員が狭く、且つ、迂回路がなく通常の掘削により一車線の通行が確保できない場合。 （４）その他、適宜協議した結果、特例に該当すると認められた場合。		
地下電線	0.6m 以下としないこと。	

(3) 共通の考え方

- ① 水管、下水管又はガス管を埋設する場合には、歩道の地下に埋設すること。ただし、これらの本線については、歩道に適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事業があると認められるときは、この限りでない。
- ② 地下電線については、本線を車道（歩道を有しない道路にあつては路面幅員の 2/3 に相当する路面の中央部）以外の部分の地下に埋設すること。（道路を横断する場合を除く）
- ③ 電線路の本線とガス管の本線とは同一側にしないこと。
- ④ 上水道の本線とガス管の本線とは同一側にすること。
- ⑤ 上水道各戸の取付管の制水弁及び下水道の各戸取付管のマンホールは原則として民有地に設けること。

(4) 舗装復旧範囲

ア) 縦断方向

- ① 縦断方向の復旧範囲は、掘削時の施工基面の両端から 45° のゆるみ想定線が影響する範囲とする。
- ② 横断管を埋設する場合で、施工基面の深さが 1.0m 未満の場合は、延長 3.0m を復旧範囲とする。
- ③ 舗装の断面構成は『舗装復旧様式』のとおりとする。

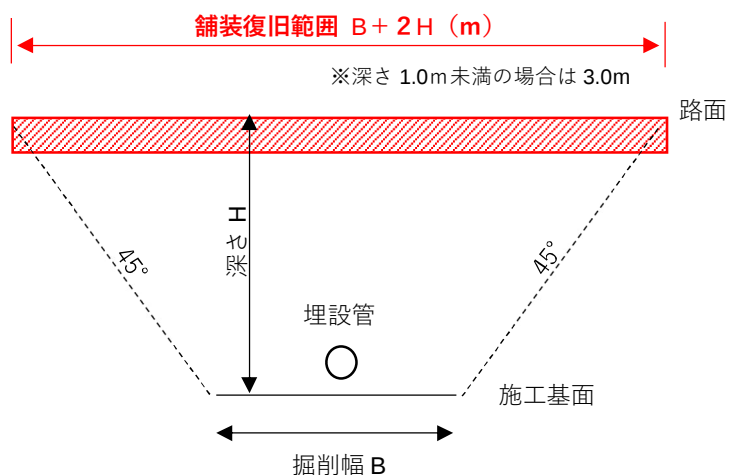


図-5：縦断方向の復旧範囲（横断管を埋設する場合）

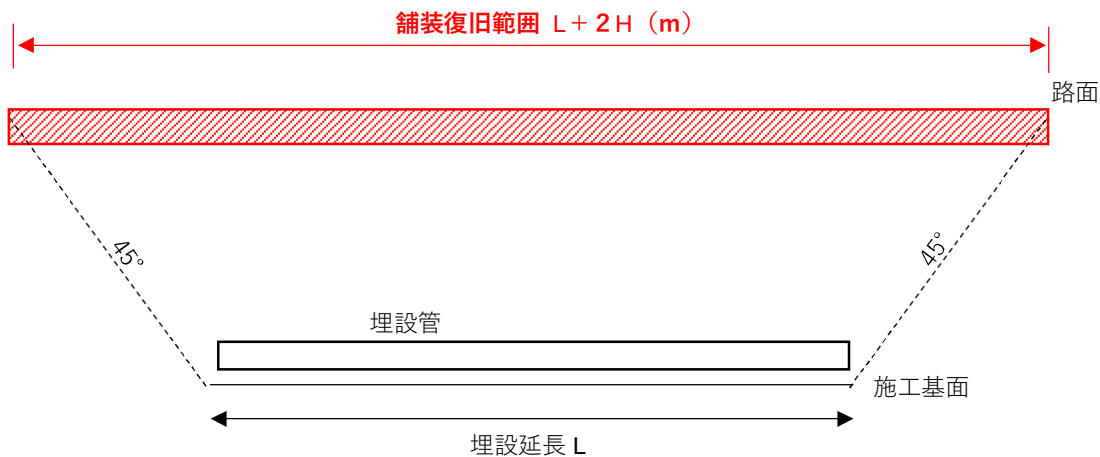


図-5：縦断方向の復旧範囲（縦断管を埋設する場合）

ア) 横断方向

① 横断方向の復旧範囲は、下記のとおりとする。

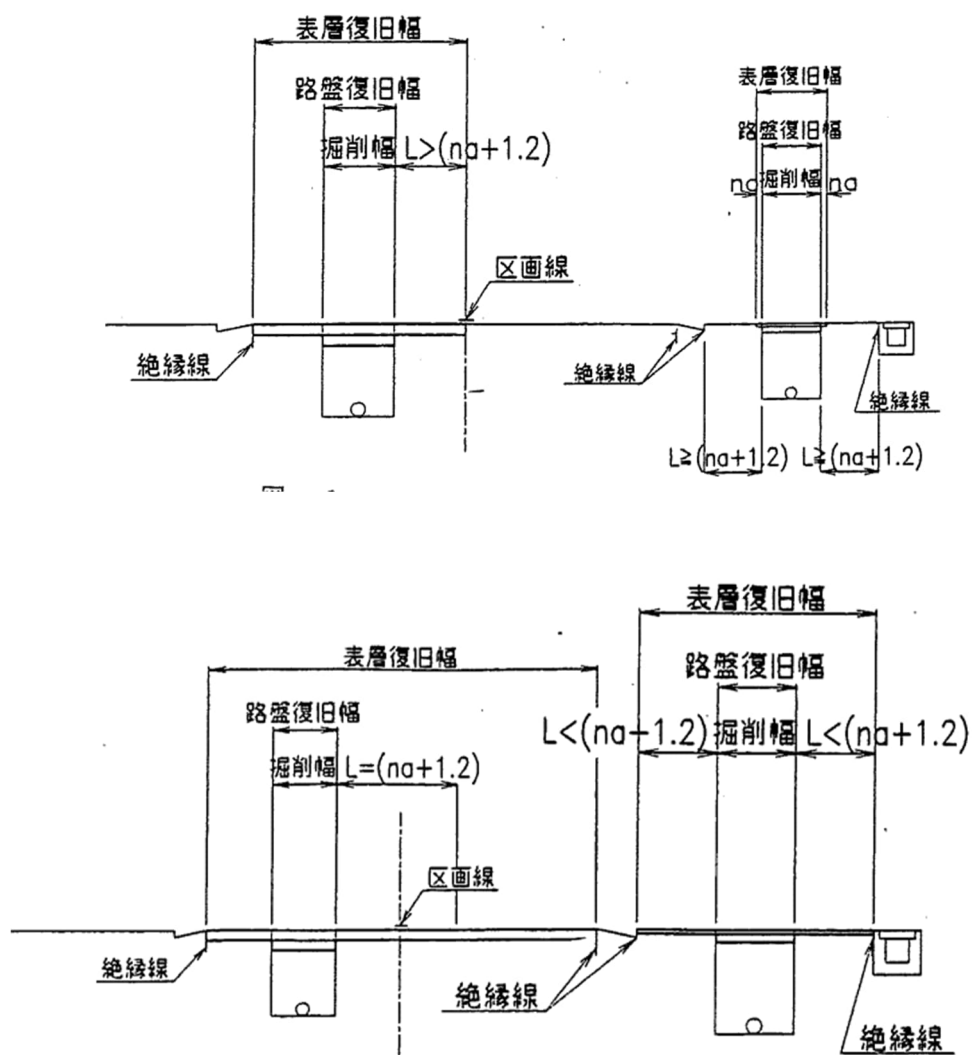
[車道部]

1. 舗装復旧は1車線単位とする。
2. 掘削部分の端から区画線までの距離が路盤厚+1.2m（コンクリート舗装の場合は+1.8m）以下の場合は、次の区画線または絶縁線(既設構造物)までを復旧する。

[歩道部]

1. 掘削部分の端から絶縁線(既設構造物)までの距離が路盤厚+1.2m(コンクリート舗装の場合は+1.8m)を超える場合は、掘削部分の端から路盤厚の距離を復旧する。
2. 掘削部分の端から絶縁線(既設構造物)までの距離が路盤厚+1.2m 以下(コンクリート舗装の場合は+1.8m)の場合は、絶縁線(既設構造物)までの舗装を復旧する。

② 舗装の断面構成は『舗装復旧様式』のとおりとする。



3-3 足場、仮囲い

(1) 位置等

- ① 歩車道の区別のない道路では、路端から 0.6m 未満かつ路面巾の 1 / 8 を越えないこと。
- ② 歩車道区別のある道路では、歩道幅員の 1 / 3 未満とし、原則として歩道有効幅員を 1 m 以上確保すること。やむを得ず設置する場合は、仮歩道設置等を処置すること。
- ③ 占有物の路面からの高さは、歩道上は 2.5 (3.0) m 以上、車道は 4.5 (5.0) m 以上とすること。 ※ () は、落下防止の朝顔設置の場合。
- ④ 占用物件は、点字ブロック等の機能を阻害して設置してはならない。やむを得ず設置する場合は、点字ブロックの移設等を行い、機能を回復すること。また、足場、仮囲いと
の離隔は 60cm 以上確保すること。確保できない場合は、同じく移設等を行い、現ルートとの取り合いは 45 度より緩やかにすること。

(2) 留意事項

占用にあたっては、下記に留意すること。

1. 足場、仮囲い下に板等を敷き養生すること。歩行者等の通行の安全を図ると共に、足場（仮囲い）の角はゴム等で養生すること。
2. シート等を使用し、落下物等による事故防止に充分配慮すること。夜間は保安灯、チューブライト、照明灯などを設置し、事故防止に努めること。
3. 誘導案内、足場角への緩衝材等保安設備を設置すること。車道部は、車との衝突を防止するため、バリケードを設置するなどの措置を講じること。
4. 道路標識等に支障を及ぼす恐れのあると思われるものについては、事前に警察の指示を受けること。
5. 仮歩道設置について事前に警察と協議を行うこと。